

大阪府豚熱防疫対策要領

令和5年7月

大阪府環境農林水産部

目次

はじめに	1
第1 基本方針	2
第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備	3
1 豚熱防疫対策本部の設置	
2 発生危険レベル毎の防疫体制	
3 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備	
(別表1-1) 大阪府豚熱防疫対策本部(府対策本部)	4
(別表1-2) 府対策本部の班体制と役割	5
(別表2-1) 大阪府豚熱現地防疫対策本部(現地対策本部)	6
(別表2-2) 現地対策本部の班体制と役割	7
(別表2-3) 現地対策本部と市町村の連携	8
(別表3) 豚熱発生危険レベル毎の防疫体制	9
(別表4) 豚熱発生時の連絡体制	10
第3 浸潤状況確認のための調査	11
第4 異常豚の発見及び検査の実施	12
1 豚等の所有者等から届出を受けたときの対応	
2 府による臨床検査	
3 農場等における措置	
4 陽性判定時に備えた準備	
5 府による家保での検査	13
6 第3の清浄性の維持確認のための調査で豚熱ウイルスの感染の 疑いが生じた場合の対応	
7 動衛研による検査	
8 その他	
第5 病性等の判定	15
1 病性の判定方法	
2 患畜及び疑似患畜	
第6 病性等判定時の措置	16
1 関係者への連絡	
2 対策本部の開催及び国、府等の連携	
3 報道機関への公表等	
4 防疫措置に必要な人員及び資材の確保	17
(別表5) 豚熱防疫対策フロー	18
(別表6) 豚熱発生農場等の府の公表基準	19

第7	発生農場における防疫措置	20
1	と殺	
2	死体の処理	
3	汚染物品の処理	
4	畜舎等の消毒	
5	豚等の評価	
第8	通行の制限又は遮断	21
第9	移動制限区域及び搬出制限区域の設定	22
1	制限区域の設定	
2	制限区域の変更、解除	
3	制限の対象	23
4	制限の対象外	
第10	家畜集合施設の開催等の制限	24
1	移動制限区域内の制限	
2	搬出制限区域内の制限	
3	と畜場の再開	
第11	消毒ポイントの設置	25
第12	ウイルスの浸潤状況の確認	26
1	疫学調査	
2	移動制限区域内の周辺農場の検査	
3	陽性が確認された場合の対応	
4	検査員の遵守事項	27
第13	ワクチン	28
第14	家畜の再導入	29
第15	発生の原因究明	30
第16	その他	31

はじめに

この要領は、豚熱の大阪府（以下本府という）への侵入防止と発生予防を図るとともに、万が一府内で発生した場合の感染拡大を防止し、社会的・経済的被害を最小限に抑えるために必要な対策を、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）に基づき、農林水産省の定める「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下「国指針」という。）に基づいて迅速かつ的確に実施できるよう、府内の体制等を定めるものである。

また、アフリカ豚熱についても、国指針及びこの要領に準じた体制で防疫対策を実施することとする。

第1 基本方針

豚熱の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」、さらには「迅速かつ的確な初動対応」である。国、府、市町村及び豚等の所有者は、予防、発見及び発生時の対応について、国指針（第1の2から4）に従い、それぞれの役割を確実に実行する。

発生時には、迅速かつ的確な初動対応により、まん延防止及び早期収束を図ることが重要であり、特に第5の2に基づき患畜又は疑似患畜が確認された農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒が何よりも重要である。

なお、あらかじめ定めた防疫方針に基づく初動対応により、感染拡大を防止できないときに、国が特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する場合は、それに従って防疫措置を進める。

第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

豚熱の発生に際しては、迅速かつ的確な防疫措置を広範囲かつ円滑に実施する必要があることから、次の事項についての事前対応を図る。

1 豚熱防疫対策本部の設置

防疫対策に係る検討及び調整を行うため、「大阪府災害等応急対策実施要領」に基づき、環境農林水産部長を本部長とする対策本部を設置する。

(別表1-1) 大阪府豚熱防疫対策本部 (以下「府対策本部」という。)

(別表1-2) 府対策本部の班体制と役割

(別表2-1) 大阪府豚熱現地防疫対策本部 (以下「現地対策本部」という。)

(別表2-2) 現地対策本部の班体制と役割

(別表2-3) 現地対策本部と市町村の連携

2 発生危険レベル毎の防疫体制

府内での発生以外に、近隣諸国での発生、国内での発生および近隣府県での発生を鑑み、発生危険レベルに応じた会議等を開催するなどの防疫体制を整備する。

(別表3) 豚熱発生危険レベル毎の防疫体制

3 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

豚熱を疑う異常豚の早期通報及び円滑な情報伝達のため、動物愛護畜産課 (以下「動畜課」という。) 及び家畜保健衛生所 (以下「家保」という。) は、全ての関係者の連絡先を網羅した緊急連絡網を整備し、情報収集、伝達体制の構築を図る。

府は、国指針に従い、農林水産省からの情報について、必要に応じ、速やかに豚等の所有者や関係団体等に周知するとともに、飼養衛生管理基準の遵守について指導し、発生の予防に努めるとともに、発生時に必要な情報の整理、資材や重機の調達の準備、動員体制の整備、関係団体との連携体制等、体制を構築しておく。

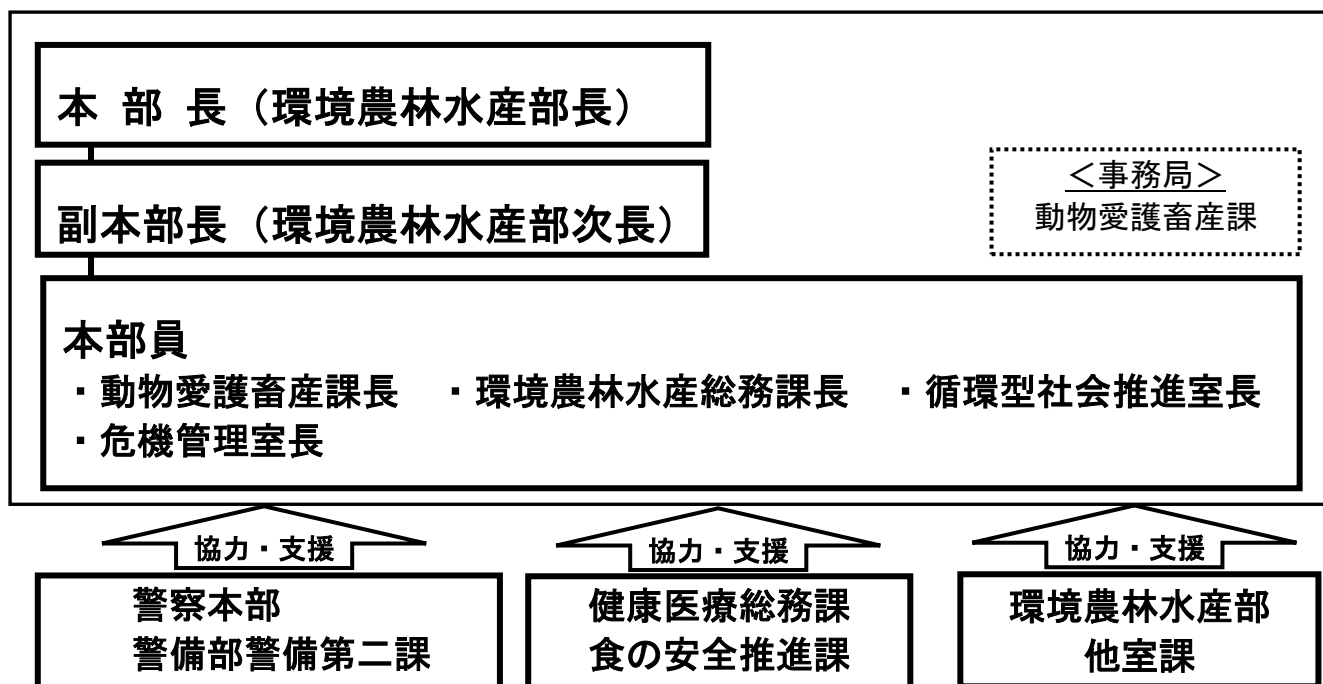
また、発生時に迅速かつ的確な初動対応が実行できるよう、防疫訓練を実施し、課題を洗い出すとともに、家畜防疫員の育成、多大なストレスを受ける作業員への対応、焼埋却 (レンダリング処理) 地の調整、給与飼料の確認等、国指針に従い、事前に準備しておく。

市町村は、国指針の通り、府及び豚等の所有者の取組に対して、協力及び支援を行う。

(別表4) 豚熱発生時の連絡体制

(別表1-1) 大阪府豚熱防疫対策本部(府対策本部)

【根拠】大阪府災害等応急対策実施要領



府対策本部における各室課の役割

		事務事象
環境農林水産部	動物愛護畜産課	別表1-2
	環境農林水産総務課	別表1-2
	循環型社会推進室	別表1-2
政策企画部	危機管理室災害対策課	別表1-2
健康医療部	健康医療総務課	部内獣医師職員の協力に関する事
	食の安全推進課	獣医師職員の協力に関する事 と畜場における対応に関する事
警察本部	警備部警備第二課	防疫措置に対する警察支援活動に関する事
環境農林水産部	環境農林水産総務課	畜産農家等への融資に関する事
	脱炭素・エネルギー政策課	現地対策本部への支援に関する事
	みどり推進室	現地対策本部への支援に関する事
	環境管理室	現地対策本部への支援に関する事
	農政室	現地対策本部への支援に関する事
	流通対策室	関係業界団体等への情報提供に関する事 現地対策本部への支援に関する事
	水産課	現地対策本部への支援に関する事

(別表1-2) 府対策本部の班体制と役割

○動物愛護畜産課(動畜課)、環境農林水産総務課(環農総務課)、循環型社会推進室(循環室)
危機管理室災害対策課(災対課)

・ 総務班

■役割

- ① 国の防疫方針に基づく具体的な防疫方針の策定(動畜課)
- ② 防疫対策本部会議等の開催調整(環農総務課)
- ③ 農林水産省、関係府県との連絡調整(動畜課)
- ④ 現地対策本部との連絡調整(動畜課、循環室)
- ⑤ 庁内関係機関との連絡調整(環農総務課、災対課)
- ⑥ 知事・副知事・地元首長・地元国会議員への報告調整(環農総務課)
- ⑦ 府議会への報告調整(環農総務課)

・ 情報班

■役割

- ① 発生状況及び防疫対応状況等の収集(動畜課)
- ② 報道発表の連絡調整(環農総務課)
- ③ 情報の整理(災対課)
- ④ ホームページ作成・更新等府民への広報対応の調整(動畜課)
- ⑤ 報道機関・府民等からの問合せ対応に関する調整(動畜課)

・ 防疫支援班

■役割

- ① 府職員の動員の調整(環農総務課)
- ② 国職員の動員並びに移動手段の調整(動畜課)
- ③ 汚染物品等の処理に関する調整(循環室)
- ④ 防疫作業員の健康確認や保健上の問題
(精神保健上の問題含む)への対応調整(環農総務課)

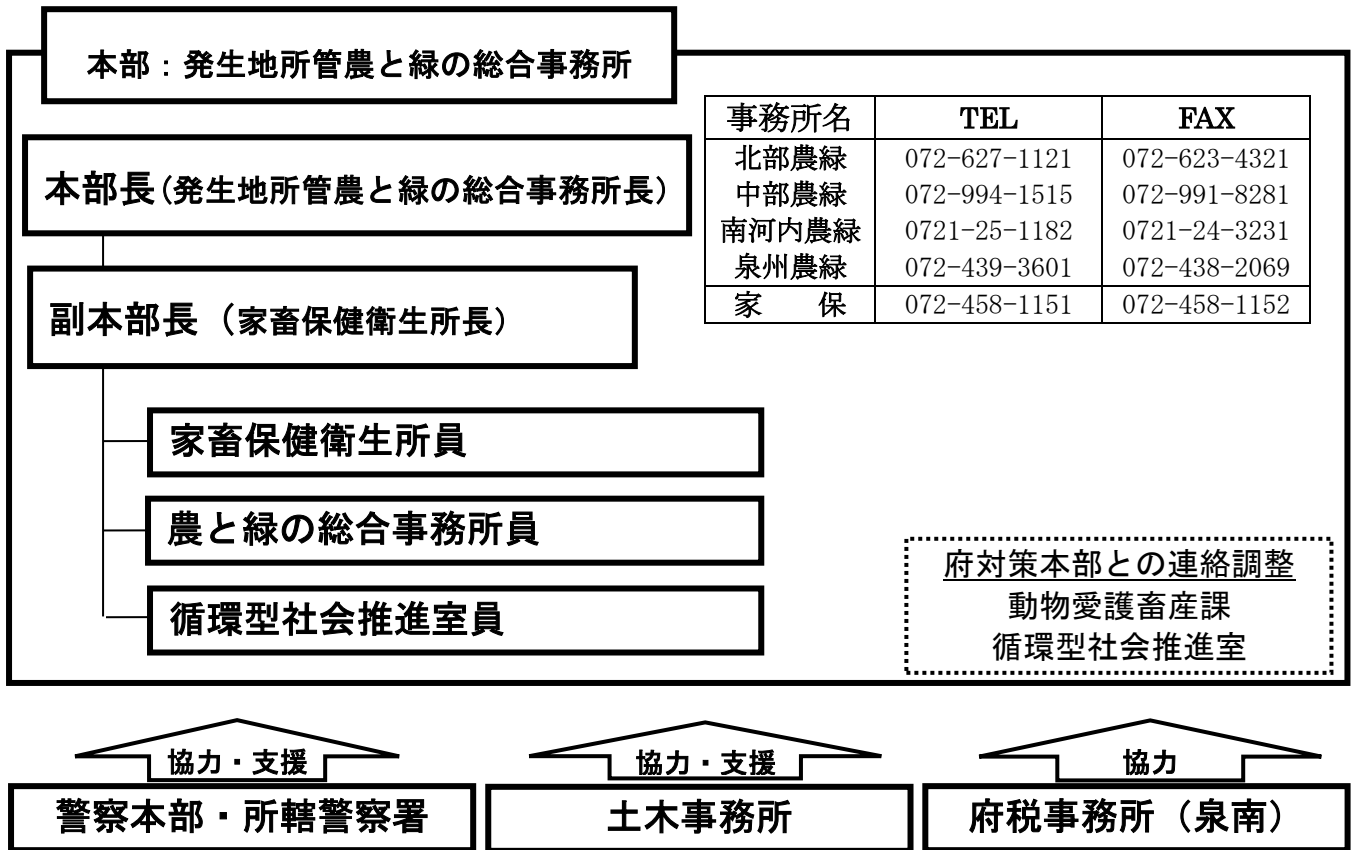
・ 庶務班

■役割

- ① 所要経費の確保(動畜課、環農総務課)
- ② 手当金等の支出事務(動畜課)

(別表 2 - 1) 大阪府豚熱現地防疫対策本部 (現地対策本部)

【根拠】大阪府災害等応急対策実施要領



現地対策本部における各所属の役割

事 務 事 象	
家畜保健衛生所	別表 2 - 2
農と緑の総合事務所	別表 2 - 2
循環型社会推進室	別表 2 - 2
警察本部 所轄警察署	通行制限、立入制限、消毒ポイントへの後方支援 等
土木事務所	消毒ポイント設置に係る占用許可及び資材の貸出 中河内府民センタービル施設の利用調整
府税事務所(泉南)	府民センタービル施設の利用調整

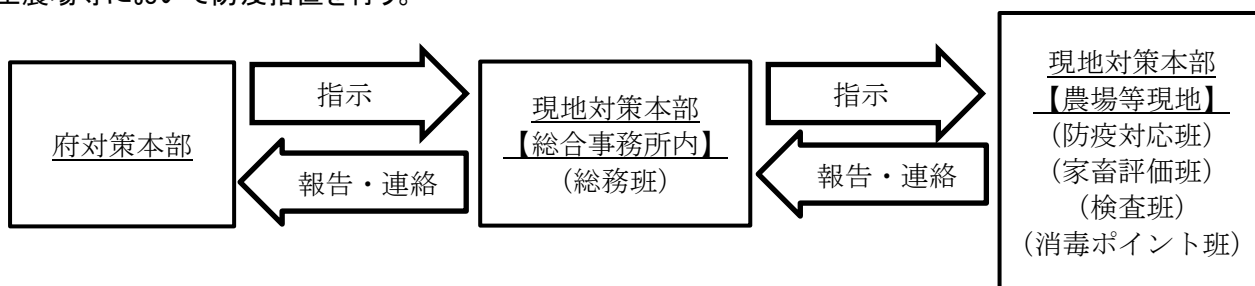
(別表2-2) 現地対策本部の班体制と役割

○家畜保健衛生所(家保)、農と緑の総合事務所(農緑)、循環型社会推進室(循環室)

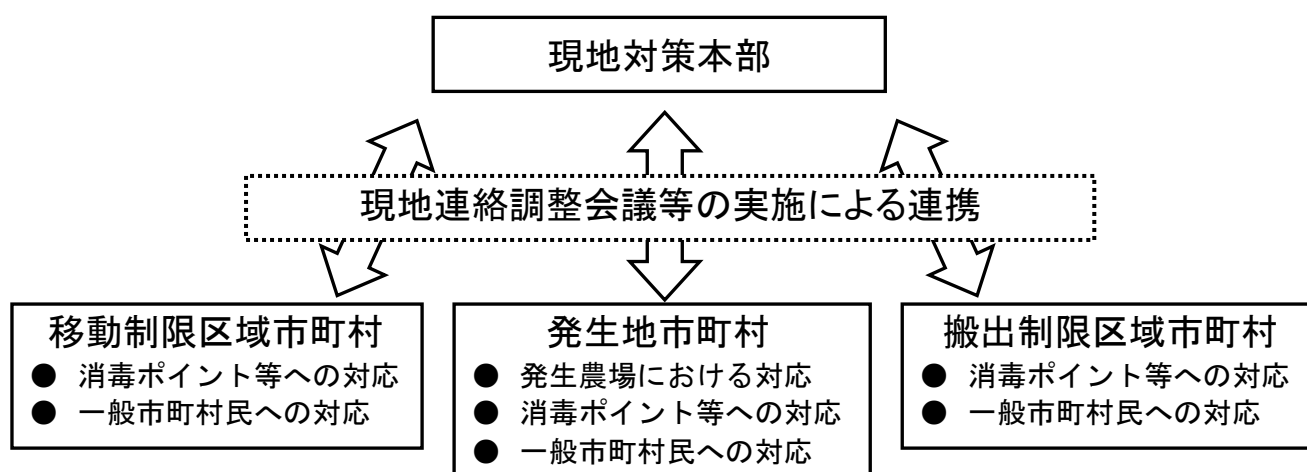
班名	構成員	役割
総務班	農緑 家保 循環室 動畜課	府対策本部、市町村、関係機関等との連絡調整 防疫措置の企画及び進捗状況の把握、人員配置計画の作成 焼却、埋却、レンダリング、消毒等の防疫措置に必要な資材、機材、 重機、トラックの調達 防疫作業員の飲食物の調達 その他庶務
防疫対応班	家保 家畜防疫員 農緑 循環室	消毒、と殺、埋却、レンダリング等の防疫措置 汚染物品等の焼却
家畜評価班	評価人 家保 農緑	と殺家畜及び汚染物品の評価の実施と手当金額の決定(家伝法第58条)
検査班	家保 家畜防疫員 農緑	周辺農場の立入検査 野生動物における感染確認検査 異常豚等の病性鑑定 疫学関連農場等の調査 感染経路究明のための必要な情報の収集、国の現地調査への協力
消毒ポイント班	農緑 家保 家畜防疫員	消毒ポイントの消毒作業と証明書発行 通行の制限(又は遮断)の実施

※府対策本部と現地対策本部の指示命令系統について

府対策本部は国と連携を密にし、防疫措置の方針を決定する。現地対策本部は決定した方針に従い、発生農場等において防疫措置を行う。



(別表 2 - 3) 現地对策本部と市町村の連携



○豚熱発生時の市町村の主な役割について

	防疫対応項目	内 容
発生地 市町村	防疫作業員の現地詰所の確保等	防疫作業員の現地詰所の確保・設営 作業用水の確保
	防疫作業員集合場所の確保	作業員の集合・着替え場所の設営 作業後のシャワー等の準備
	防疫資材等の置き場の確保	防疫資材の一時保管場所の設営
	地元説明会の設営等	発生農場の周辺住民への説明会の通知・ 場所の設営 焼埋却・レンダリング処理予定地の周辺 住民への説明会の通知・場所の設営
	焼埋却・レンダリング処理場所の 確保及び処理	市町村内での調整
	立入制限への協力	農場への立入制限に関する協力
	通行遮断(制限)への協力	通行遮断等に係る調整、動員
消毒ポイント設置 市町村	消毒ポイントへの協力	ポイント設定に係る調整 消毒用水の確保、搬送 職員の動員、車両の提供 作業員の送迎
畜産関係施設 を有する市町村	と畜場への対応	と畜場との連絡調整
廃棄物処理への 協力市町村	レンダリング生成物等の処理へ の協力	発生市町村で処理できない際の支援

(別表3) 豚熱発生危険レベル毎の防疫体制

○：実施 △：必要に応じ実施

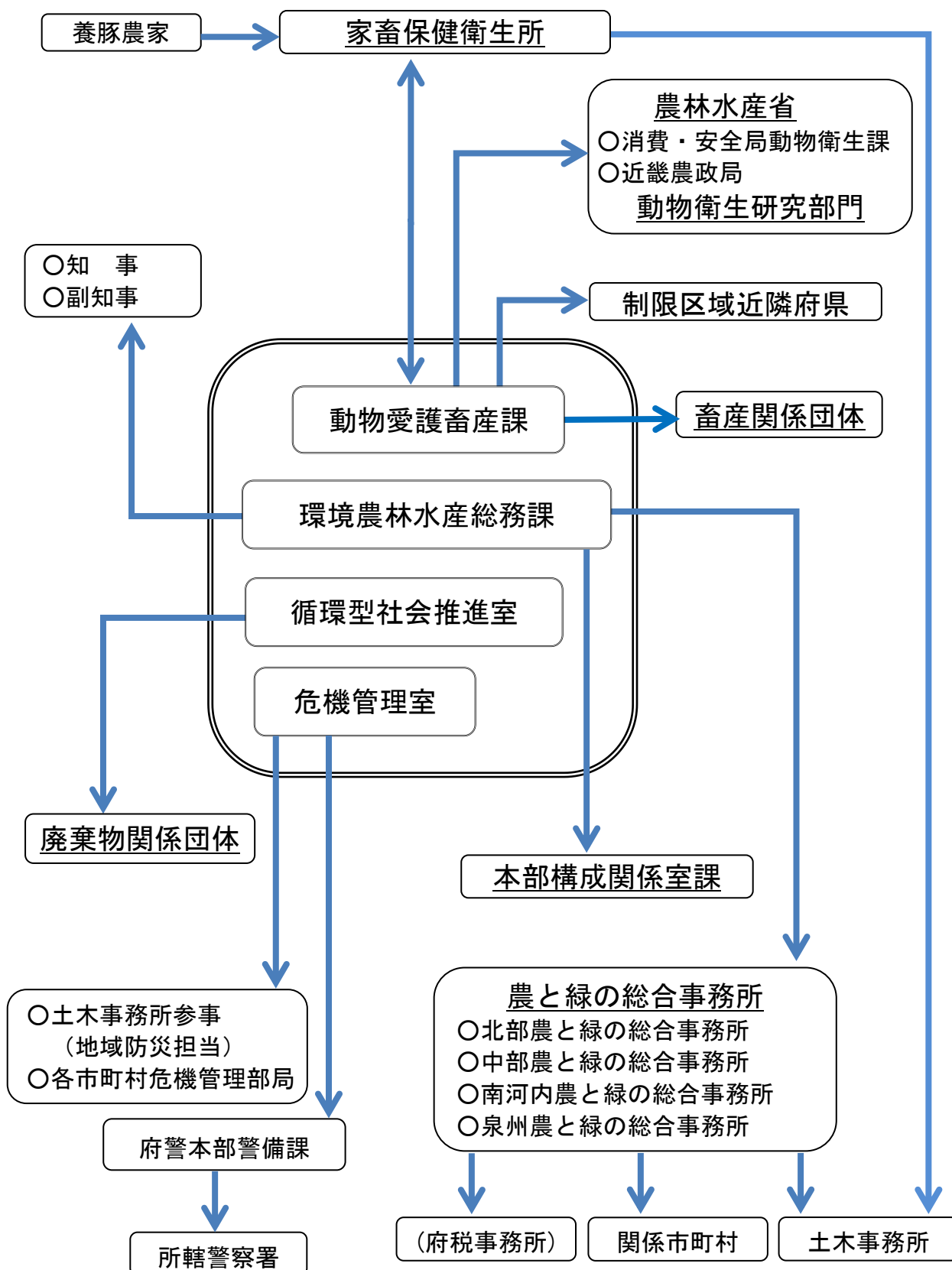
実施	長	近隣諸国での発生	国内での発生	大阪府内		
				搬出制限区域設定(※1)	移動制限区域設定(※2)	発生
府対策本部会議	環境農林水産部長			△	△	○
現地対策本部会議	農と緑の総合事務所長			△	△	○
情報提供		○	○	○	○	○

※1 近隣府県で発生し、大阪府内に搬出制限区域が設定される場合

※2 近隣府県で発生し、大阪府内に移動制限区域が設定される場合

必要に応じ実施：府県境での消毒ポイント設置の有無や府内での防疫対応の必要性を国や近隣府県と協議したうえで、総合的に判断し決定する。

(別表4) 豚熱発生時の連絡体制



第3 浸潤状況確認のための調査

国指針に従って、臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定、抗体保有状況調査を実施するとともに、家保における病性鑑定豚について、豚熱の抗原検査及び抗体検査を実施し、結果について、国指針に従って農林水産省動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

国指針に従って消毒等を実施し、臨床検査により異状が確認された場合には、第5の1の判定により陰性が確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

「浸潤状況確認検査マニュアル - No. 1」

「臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定マニュアル - No. 2」

第4 異常豚の発見及び検査の実施

1 豚等の所有者等から届出を受けたときの対応

家保は、豚等の所有者、獣医師等から、国の定める特定症状を呈している豚等を通常以上の頻度で見られた旨の届出を受けた場合には、動畜課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

また、届出者等に対し、当該農場の家畜及び豚等の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

「異常豚届出の際の対応マニュアル - No. 3」

2 府による臨床検査

(1) 家畜防疫員は国指針に従って、徹底した臨床検査を行い、異常豚を含む豚等の群の状況についてデジタルカメラで撮影する。

(2) 家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、症状等に関する報告及び撮影した写真を家保に電子メールで送付する。

(3) 動畜課は、家畜防疫員による臨床検査等の結果、豚熱ウイルスの感染を疑う場合には、(1)で撮影した写真、症状、同居する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

3 農場等における措置

(1) 府は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、動物衛生課と協議の上、直ちに、国指針に定める検体を採取し、当該農場において、生きた豚等の移動を制限するとともに、関係者以外の立入り制限、消毒等を実施する。

(2) 府は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する過去28日間における疫学情報を収集し、第5の2の疑似患畜及び第12の1の(2)の疫学関連家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。

「農場立入検査及び疫学調査実施マニュアル - No. 4」

「初動防疫時の緊急消毒実施マニュアル - No. 5」

4 陽性判定時に備えた準備

府は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに「陽性判定準備マニュアル - No. 6」に記載された措置を講じ、その内容について、遅くとも5の(1)の検査の結果が全て出る前までに、動物衛生課に報告する。

5 府による家保での検査

(1) 府は、家保で次の検査を行い、その結果について動物衛生課に報告する。

- ① 血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）
- ② 抗原検査（ウイルス分離検査、PCR検査及び蛍光抗体法）
- ③ 血清抗体検査（エライザ法）
- ④ 血清抗体検査（中和試験。ただし、③で陽性であった場合に限る。）

(2) 府は、(1)の②又は③の検査で陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、分離されたウイルス、遺伝子増幅産物、血清等必要な検体を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動衛研」という。）に送付する。

「病性鑑定実施マニュアル - No. 7」

6 第3の清浄性の維持確認のための調査で豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

府は、第3の調査等の結果、豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課と協議の上、直ちに国指針に定める措置を講ずる。

7 動衛研による検査

動衛研は、5の(2)の手続により府から検体の送付があった場合には、遺伝子解析をはじめとした必要な検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

8 その他

(1) 府は、1の異常豚の届出を受けた場合、第3の臨床検査で異常豚を確認した場合、又は第3の病性鑑定において豚熱を否定できない所見が確認された場合等豚熱を疑う場合には、同様の症状を示すアフリカ豚熱の検査を行うため、動物衛生課と協議の上、豚熱の検査結果を待たず、直ちにアフリカ豚熱の診断に必要な検体（血清、抗凝固剤加血液並びに死亡豚等の扁桃、腎臓及び脾臓）を動衛研に送付する。この場合、アフリカ豚熱でないと判定されるまで、3の移動制限、立入り制限、消毒等の措置を継続する。また、家保は、必要に応じ、類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行う。

なお、府は、必要に応じ、5の(1)の②のウイルス分離検査（6の対応において行うものを含む。）の結果が出る前に、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、当該検体の送付及び類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行うことができる。

(2) 2から5までの措置は、豚等の所有者等からの通報によらず、家畜防疫員の立入

検査等により異常豚が発見された場合についても、同様に行うものとする。

「アフリカ豚熱検査等対応マニュアル - No. 8」

第5 病性等の判定

第4の5の(2)の場合又は第4の6の結果、必要な検体が動衛研に送付された場合(それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。)については、次の1及び2により病性等の判定を行うものとする。

1 病性の判定方法

農林水産省は、国指針第5の1の(1)又は(2)により病性を判定する。

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、国指針第5の2に定める条件に該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から動畜課に通知する。

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

- (1) 府は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、「(別表4) 豚熱発生時の連絡体制」に従い、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。
- (2) (1)の場合、府は、当該農場から半径3キロメートル以内の農場その他府が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。
- (3) (2)により情報を提供する場合又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が豚熱のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。
- (4) 府は、豚等が患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該豚等の所有者のほか、当該農場の所在する市町村、近隣府県及び関係機関に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該豚等の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の開催及び国、府等の連携

府は、患畜又は疑似患畜である旨の連絡を受けた後、速やかに、環境農林水産部長を本部長とする府対策本部会議を開催し、初動対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

現地対策本部は、発生地所管農と緑の総合事務所長を本部長とし、府対策本部で決定した方針に従い、作業員の配置、備蓄資材の運搬・配置、集合施設の準備等、防疫作業の具体的な計画を作成する。

3 報道機関への公表等

- (1) 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定したときは、農林水産省及び府は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は動畜課と協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1)による公表は、原則として、農林水産省及び府が同時に行う。

- (3) (1) による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
- (4) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と動畜課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。
- (5) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
 - ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
 - ② 発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

「報道機関への公表及び協力依頼について - No.9」

(別表5) 豚熱防疫対策フロー

(別表6) 豚熱発生農場等の府の公表基準

4 防疫措置に必要な人員及び資材の確保

- (1) 府は、第4の4で講じた措置をもとに、必要な人員及び資材を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。
- (2) 府のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請の実施等について、動物衛生課と協議する。

「発生時防疫体制、動員及び物資調達マニュアル - No10」

(別表5) 豚熱防疫対策フロー

■異常豚の届出受理

家畜の所有者又は獣医師→家畜保健衛生所→動物愛護畜産課→農林水産省動物衛生課
直ちに家畜防疫員を現地へ派遣
当該農場の家畜及び豚の死体の移動自粛等を指導

■異常豚の発生を確認

(1) 臨床検査

- 家畜保健衛生所の対応→①臨床検査
②病変部撮影
③動物愛護畜産課へ画像、検査結果等の連絡
- 動物愛護畜産課の対応→①農林水産省動物衛生課へ報告

■疫学関連家畜等

- ①臨床検査
- ②血液検査(白血球数測定)
- ③抗原検査、抗体検査

(2) 臨床検査で豚熱を否定できない場合

- 家畜保健衛生所の対応→①病性鑑定材料の採取(農場)
②当該農場の豚、排泄物等の移動制限
③当該農場の立入り制限
④疫学情報収集
- 家畜保健衛生所の対応→①血液検査(白血球数測定等)(所内)
②抗原検査(蛍光抗体法、PCR検査、ウイルス分離)
③血清抗体検査(エライザ法等)
→②③で陽性の場合、動物衛生研究所へ検体を搬送
- 動物愛護畜産課の対応→①防疫措置に必要な人員及び資材の確保
②埋却、レンダリング処理場所の確保
③移動制限区域及び搬出制限区域の調整
④関係機関等へ通知
⑤農林水産省動物衛生課との協議

(3) 農林水産省において患畜・疑似患畜決定

- 府対策本部会議の開催(1回目) □報道提供資料 →「豚熱の患畜(疑似患畜)の発生」
- 現地防疫対策本部会議の開催(1回目)
- 法に基づく防疫措置開始→①移動制限区域及び搬出制限区域の設定
②消毒ポイントの設置
③と殺、死体の処理(埋却、レンダリング等)
④畜舎等の消毒、汚染物品の処理
⑤農林水産省動物衛生課との協議

(4) 防疫措置完了後の対応

- 府対策本部会議の開催(2回目) □報道提供資料 →「防疫措置の完了」
- 制限区域の対応→①立入検査(清浄性確認検査)の実施(移動制限区域内の農家)
②移動制限区域の縮小
③移動制限及び搬出制限区域の解除
(最終発生例の防疫措置完了から28日以降)

(5) 終息

(別表6) 豚熱発生農場等の府の公表基準

		公表	所在地 (市町村名)	制限区域図	氏名	飼養頭数
発生農場 (※1)		○	○	○	—	○
疫学関連家畜 飼養農場 (※2)	検査 陽性	○	○	—	—	○
	検査 陰性	○	—	—	—	—
制限区域内農場 (※3)		○	○	—	—	○

(※1)発生農場：農場より異常豚の届出があり、患畜もしくは疑似患畜となった農場。
発生農場を中心に制限区域を設定することから制限区域の図を公表する。氏名については国の指針通り、公表を差し控える。

(※2)疫学関連家畜飼養農場：疫学調査の結果、ウイルスに汚染されたおそれのある豚等。
検査陽性の場合、当該家畜を飼養する農場は全頭疑似患畜となり防疫措置の対象となるが、制限区域は設定されない。
検査陰性の場合、防疫措置の対象とはならないため、プライバシーに配慮し、検査結果のみ公表とし、市町村名、氏名、飼養頭数については公表を差し控える。

(※3)制限区域内農場：発生農場を中心に設定される移動制限区域及び搬出制限区域内に所在する農場。
制限区域の設定を公表する際に併せて、対象農場について公表する。

第7 発生農場等における防疫措置

「防疫作業実施マニュアル - No.11」

「発生農場からの病原体散逸防止対応マニュアル - No.12」

「発生農場立入制限実施マニュアル - No.13」

1 と殺（法第 16 条）

国指針に従い、当該農場内で患畜又は疑似患畜のと殺を実施する。

「と殺実施マニュアル - No.14」

2 死体の処理（法第 21 条）

患畜又は疑似患畜の死体については、原則として埋却する。埋却処理が困難な場合については、動物衛生課と協議の上、死体を農場から搬出し、焼却又は化製（レンダリング）処理を行う。

3 汚染物品の処理（法第 23 条）

排泄物等の汚染物品は、原則として埋却する。埋却処理が困難な場合については、動物衛生課と協議の上、農場から搬出し、焼却処理、化製処理等を行う。

「発生農場からの死体等の搬出及び処理マニュアル - No.15」

4 畜舎等の消毒（法第 25 条）

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 30 条の基準に従い、1 週間間隔で 3 回以上実施する。消毒は、マニュアルに従って行う。

「発生農場消毒実施マニュアル - No.16」

5 豚等の評価

国指針に従い、豚等の評価額を算出する。

「評価実施マニュアル - No.17」

第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

- 1 府又は市町村は、動物衛生課と協議の上、豚熱の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。
- 2 法に規定されている時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。
- 3 法施行令（昭和28年政令第235号）第5条の規定に基づき行う通行の制限又は遮断の手續、掲示の方法等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

「通行の制限実施マニュアル - No.18」

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1 制限区域の設定

(1) 移動制限区域

府は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3キロメートル以内の区域について、家畜等（3に掲げるものをいう。（2）及び4の（6）において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても感染拡大の恐れがある場合等は、動物衛生課と協議の上、設定する。

(2) 搬出制限区域

府は、原則として、発生農場を中心とした半径10キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、移動制限区域を半径3キロメートルを超えて設定した場合には、移動制限区域の外縁から7キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

(3) 家畜市場又はと畜場で発生した場合

府は、家畜市場又はと畜場に所在する豚等が第5の2により患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、国指針に定める措置を講ずる。

(4) 制限区域の設定方法

制限区域の設定は、国指針に基づき実施する。

「制限区域設定マニュアル - No.19」

(5) 豚等の所有者への連絡等

府は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について連絡するとともに、その後の検査スケジュールについて説明する。また、当該区域内の豚等の所有者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。

「制限区域内における情報提供及び指導実施マニュアル - No.20」

2 制限区域の変更

国指針に従い、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大もしくは縮小する。

3 制限区域の解除

制限区域は、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(1) 移動制限区域

①移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第 16 条に基づくと殺、法第 21 条に基づく死体の処理、法第 23 条に基づく汚染物品の処理及び法第 25 条に基づく畜舎等の消毒（1 回目）が完了していることをいう。以下同じ。）後 17 日（発生状況及びウイルスの性状分析等の結果から、抗体産生まで 17 日以上要すると考えられる場合は、30 日を超えない範囲内で動物衛生課と協議して定める日）が経過した後に実施する第 12 の 2 の（2）の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。

②移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 28 日が経過していること。

(2) 搬出制限区域

(1) の①で行う第 12 の 2 の（2）の清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた豚等
- (2) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採材され、区分管理されていたものを除く。）
- (3) 豚等の死体
- (4) 豚等の排せつ物等
- (5) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動は除く。）

4 制限の対象外

以下の（1）から（6）において、国指針に定める条件を満たした場合においては、**制限の対象外マニュアル-No.21**に従った措置を講じたうえで実施する。

- (1) 移動制限区域内の豚等のと畜場への出荷
- (2) 搬出制限区域内の豚等のと畜場への出荷
- (3) 制限区域外の豚等のと畜場への出荷
- (4) 制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動
- (5) 制限区域外の豚等の死体の処分のための移動
- (6) 移動制限区域外の家畜等の通過

第 10 家畜集合施設の開催等の制限（法第 33 条・第 34 条）

1 移動制限区域内の制限

府は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

- (1) と畜場におけると畜
- (2) 家畜市場等の豚等を集合させる催物
- (3) 放牧

2 搬出制限区域内の制限

府は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における家畜市場等の豚等を集合させる催物の開催を停止する。

3 と畜場の再開

(1) 再開の要件

移動制限区域内のと畜場について、国指針に定める要件のいずれにも該当する場合には、府は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、と畜場で豚熱が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

(2) 再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは国指針に定める事項を遵守するよう徹底する。

「施設の制限の対象外マニュアル-No.22」

第 11 消毒ポイントの設置（法第 28 条の 2 等）

- 1 府は、第 5 の 2 により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。
- 2 具体的な消毒ポイントの設置場所については、国指針に従い、設置場所の決定および見直しを実施する。
- 3 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。
特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

「消毒ポイント設置マニュアル No.23」

第 12 ウイルスの浸潤状況の確認

1 疫学調査

(1) 疫学調査の実施方法

府は、第 4 の 3 の (2) による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染されたおそれのある豚等（以下「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

(2) 疫学関連家畜

(1) の調査の結果、国指針に定める条件に該当する豚等であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、臨床検査を行う（第 9 の 1 の (1) の移動制限区域に含まれている場合を除く。）とともに、患畜又は疑似患畜との接触後 21 日を経過した後に血清抗体検査（エライザ法）を行う。

(3) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、(2) で疫学関連家畜と判断されたから、患畜又は疑似患畜との接触後 21 日を経過した後に実施する血清抗体検査で陰性が確認されるまで、法第 32 条の規定に基づき、国指針に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

「疫学情報収集マニュアル-No.24」

2 移動制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

府は、豚熱の発生が確認された場合には、原則として 24 時間以内に、移動制限区域内の農場（豚等を 6 頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、国指針に定める検査を実施する。

(2) 清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 17 日を経過した後に、(1) と同様の検査を行う。

「発生状況検査マニュアル-No.25」

3 1 の (2) 又は 2 の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

(1) 府は、1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合は、直ちに国指針に定める措置を講ずる。

「疫学調査、発生状況検査及び清浄性確認検査陽性時対応マニュアルNo.26」

(2) 農林水産省は、府から(1)の報告があった場合、直ちに次の措置を講じる。

① 農林水産省は、1の(2)又は2の検査の結果に基づき、第5の判定を行う。

② 農林水産省は、1の(2)又は2の検査の結果及び(1)において行う第5の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。

4 検査員の遵守事項

1及び2の調査又は検査を行う者は、国指針第12の4に定める事項を遵守する。

第13 ワクチン（法第31条）

ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある、我が国における豚熱の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速な殺処分を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わないこととする国の方針に従う。

なお、国指針の変更や緊急防疫指針が策定された場合は、速やかに本内容を変更する。

「ワクチンの取扱い等について—No.27」

第 14 家畜の再導入

1 導入前の検査

府は、豚等の再導入を予定する発生農場を対象に、最初の導入予定日の 1 か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒等の確認を行う。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日豚等の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家保に届け出るよう指導する。

2 導入後の検査

家保は、豚等の再導入後 2 週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入した豚等の臨床検査を行う。

また、移動制限区域の解除後、少なくとも 3 か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

「再導入に係る検査実施マニュアル No.28」

第 15 発生の原因究明

- 1 第 5 の 2 により患畜又は疑似患畜であると判定したときは、農林水産省及び府は、発生農場の疫学情報に関する網羅的な調査を、動衛研等の関係機関と連携して実施する。
- 2 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、1 の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行うとともに、調査の結果を踏まえ原因の分析及び取りまとめを行う。

「野生動物における感染確認検査等に関する事項－No.29」

第 16 その他

- 1 種豚など遺伝的に重要な豚を含め、畜産関係者の保有する豚等について、個別の特例的な扱いは、一切行わない。府は、畜産関係者に対し、このことを前提として、凍結精液や凍結受精卵などによる遺伝資源の保存、種豚の分散配置等により、日頃からリスク分散を図るよう指導する。
- 2 府は、豚熱の収束後も、豚等の所有者や防疫措置従事者が精神的ストレスを持続している事例があることに鑑み、農場への訪問、相談窓口の運営の継続等のきめ細やかな対応を行うよう努める。